



2011・12・12

第153号

101-0065 東京都千代田区
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

改憲・復興・原発への取り組み軸に交流

全国交流集會に 800 人参加

九条の会は 11 月 19 日、第 4 回全国交流集會を開き、45 都道府県から 800 人が参加し、活発に交流しました。

集會は午前の全体会で大江、奥平、澤地の 3 人のよびかけ人があいさつし、5 人がそれぞれの地域・分野の「会」からの報告をおこないました。午後は大ホールを使った特別分散会と 6 つの分散会、女性の分科会にわかれて交流、その後再度全体会を開き小森事務局長がまとめと訴えがおこないました。今回の交流集會は、全体会報告や特別分散会報告に一定の時間をとり、教訓をじっくりと深め合ったのが特徴でした。

大江、奥平、澤地 3 氏がスピーチ (要約)

作家 大江健三郎

福島原発事故は私に多様な経験をさせましたが、新聞や雑誌に載る談論に、驚くべき主張がありました。《日本は・・・核兵器の材料になり得るプルトニウムの利用が認められている。こうした現状が、外交的には、潜在的な核抑止力として機能していることも事実だ。》(「読売」、9

月 7 日「社説」)、《原発を維持するということは、核兵器を作ろうと思えば一定期間のうちに作れるという「核の潜在的抑止力」になっている。》(石破茂・自民党政調会長、当時)

私はこれまでも、「核抑止」という言葉が、核戦略を積極的に押し出すものであると来りました。アメリカの巨大な核兵器のカゲに隠れることで、私らの国に敵意を持つ核保有国からの核攻撃をまぬがれている、という考え方です。「非核三原則」は、ともかく守る、と世界に向けていうことが、自らの国への核攻撃を抑止する力になっていると、受け身の態度で表明している。しかし、もし他国による核攻撃があれば、アメリカの核兵器によってそれに対抗する、という攻撃的な意志の表明です。ところがいま、マスコミや政府は、日本は核兵器を作るための材料と技術を持っていることを認めざるをえない。それは今日の世界の核戦略においては、核武装している、ということと同じです。核兵器の顕在化のために必要な、原発を活動させなければならない、とっているのです。

この前の会で奥平康弘さんが、核兵器の使用は憲法違反だと日本人は考えているが、

軍備をもたない、戦争をしないという9条については9条第2項を確実に実施してはいない、ということを知っている。その現状を変える決意がアヤフヤだと。

奥平さんはもう一つ、個人が抑圧される時、憲法で抵抗できる、ということを知覚して来た、それを「憲法文化」といっておられます。人間の行動、考え方、創造してゆくことは、憲法文化なのだ。

そして、この憲法ができる前の段階で、日本人がどういうことをアジアで行ったか、そして広島と長崎であれだけの大きい被害を自分らもこうむった、それらの経験が憲法をささえているのだ。

ところがいま、その憲法文化の中心にあるもの、それによってこの憲法がつけられた原理を、私たちが本当によく記憶しつづけているか、という問いかけが「フクシマ」から発せられています。

「ヒロシマ」があり「ナガサキ」があった。しかしいま「フクシマ」があるではないか、という問いです。「フクシマ」は外国からの核攻撃によるものではない。日本人がいまある憲法文化と共存させた原発を持つことによって担い込んでしまったものです。それに日本人は、いま現在の自分らの憲法文化において、どのようにしてやり直し、どのように根本的な変化をみちびくか？

まず私たちが、現在の憲法によって作ってきた文化を検討し、世界に示し、なによりも私らの子どもらの時代へと渡すものとしてとらえ直さなければならない。そのためには、いま「フクシマ」で起こっている被害を最小のものにするために力をつくし、それが、もう一度起こることのないように

全力を尽くさねばならない。そして、それを未来に向けての私らの態度決定につなげねばならない。それをまず憲法の課題として確認し合うことの意味をこれまで以上に強く感じています。

憲法研究者 奥平 康弘

憲法改正手続をすすめる憲法審査会なるものが発足し、改憲原案づくりに向けてピッチをあげようとしている。

自民党は結党50周年にあたって党の憲法改正案を出しました。それから改憲を目標に掲げた安倍総理大臣があらわれ、ピッチをあげました。そして出来上がった改憲手続法が、2007年に施行された。連中にとってはなさねばならない時期だったわけですが、いままで眠っていた問題が、「3・11」を基軸にして、表面化したことを、きちんと認識する必要があると思います。

その過程で、「憲法が憲法改正を予定しているのに、その手続法をつくらぬのは憲法違反だ」と言い立てた。だから手続法を作ったのだ。法律と憲法を並べて、力があれば法律を制定して憲法を空洞化することができる人たちにのみ有効な発想です。

憲法というものは、その改正が難しいほどに基本的、根本的なものです。国民の生存そのものにかかわる根幹的なものです。そこから何を学ぶかを考える instrument= 道具なんです。

「3・11」以降、9条だけではなく、個人は大事だという13条、25条の「健康にして文化的な最低限度の生活」をする権利などが表面化している。そういう点だけでも、学ばなければならない justice=正義

がある。これは恐らく全世界的規模の問題だろうと思います。つまり“苦闘としての民主主義”ということが言われてきました。たとえばアラビア方面のあの状況、これは単に変動期にあるなどという問題ではないです。あの世界に住んでいる人たちがどのような憲法をつくり実行していくかという問題であるばかりでなく、それはわれわれの問題にもなってきた。

その憲法を改正するというのは、どういうことか。さきほど、**instrument** と言いましたが、道具というものを僕たちはつかみきれていなかった。**60**年かかってようやくつかみかかってきたところへ「**3・11**」でもう一度再認識させられた。

そういうことを真剣に考えている人々がいるなかで、全然関係ない形で憲法改正問題が、まるで亡霊のように出てきている。しかも、あの亡霊としての憲法草案をつくった自民党は、第1条から**103**条までの全てにわたって改正することをうちだしている。僕はある時期までは、9条をめがけてくるだろうと思っていた。でも、様々な戦術を考案した結果、9条だけ攻めるのではなく、いろいろなものをまぶさなければダメだということになっている。同時に、全面改正というのは、敗戦後にすべて再検討されねばならないと考えられていた時期の産物である。頭から尻尾まで全部押しつけられたのだ、全面改正以外にないという考え方が、ずうっと支配してきて、自民党が結党**50**周年に出してきた草案は全面改正案でした。そうでないと、あの党が党是としている憲法改正にならない。それが、9条がもっている問題をまぶすためにいいと考

えられるようになった。

全面改正案として出したときに、どういう投票方法をとるのか、「これは改正していい」「これは改正しなくていい」という格好にするかの目途もついていません。にもかかわらず、“まぶし”としての全面改正案としてあらわれている。つまり9条だけではないように作っていく。

いまの政府党もこれにお付き合いをした。たとえば、投票年齢は満**20**歳ではなくて、満**18**歳という規定がはめこまれている。民主党は**18**歳投票権を入れたことで鼻高々でした。ところが、他のいろいろな問題に関連してくる。選挙権の問題が出てきます。公職選挙法を変えなければならない。取引のときにも、年齢の問題としては民法や商法やその他につながる。それを一つ一つつぶしていったらたいへんに量になる。そうすると憲法改正だけに成人年齢を引き下げていいのか、ということが当然問題になる。その作業に大わらわになる。拙速につくったためにおこっている問題は他にもイヤというほどあります。

そうだから、あらためて、古い言葉でいうと禪をしめなおして、われわれもこのたかひにのぞむ必要があると思います。

作家 澤地 久枝

6月に家の階段を転落して左膝を複雑骨折して**51**日間入院し、家に帰ってからも車椅子生活をしました。寝ていましたら、“私の人生は何だったのか。こんなに軽い、あわれなものだったか”と鬱に陥ってしまい、日頃もっている理想とか、闘おうという気持ちは、かき消えてしまいました。

しかし、9月19日の明治公園の大集会。5万人集まるかな、と心配していたのですが、6万人という発表も少なすぎたのではないか。私はとっても元気づけられました。参加されている人たちもそれぞれいろいろな問題をかかえているだろうが、ともかく、いま原発をとめようと、これだけの人が思いを一つにして集まる。日本もまだ捨てたものではなかったと、強く感じました。

そして私は今、ほとんど地方の講演会に行っていないですが、10月30日に、岐阜九条の会へ行きました。私はそこで、九条の会は、なんといい広がり方、根つき方をしているのか、と感動しました。私を圧倒したのは、岐阜県下には70余の九条の会があるそうです。そのそれぞれの会が、たとえば郡上九条の会は郡上一揆にちなむ筵旗というように、それぞれが幟を持って、ステージに上がったのです。それぞれの会が、その土地の歴史を背負って、いまを生きて、そして未来に向かっての決意をこめて、いろんな幟を作っていたのです。

憲法を根本から否定しようという動きが、国会に出てきました。自民党はもうダメだからと私たちは自民党をやめさせ、代わりに民主党を選んだら、民主党も非常によくない。なぜ外国に行って「消費税上げます」などと言ってくるのですか。民主党と自民党は差がなくなりました。だから憲法を変えようなどとあの人たちは言うのです。

私たちは人権も生存権もすべて認められている憲法の下にいるのに、いま福島で被曝した人たち、それから現場で働いている人たちは、毎日被曝を続けているわけです。そういう状態は憲法違反ですよ。そうい

う事態に対して、私たちとしてどういう具体的な方法を持っているかという、「まず憲法の原点に戻ろう」、「自衛隊はいらない」ということになるのではないのでしょうか。

さし当りの目標としては、それぞれの九条の会のなかで勉強しなければダメです。勉強しないと騙されるかもしれない。敦賀市長が「少々の危険はあっても、お金があった方がいいから、原発が増えた方がいい」と新聞紙上で語っているのを見ました。少々の危険ではないのです。そういう非科学的な、生命の尊さを平気で無視する体質の人たちが今もこの国を支配している。

でも私たちは、過去に背負っている日本人の歴史から学びとり、市民として自覚して動き始めている。そういう組織がある。その組織はどこかで交流するといいと思う。岐阜の知恵はたとえば北海道の九条の会も学んだらいい。

いま、いろんな問題をつきつめていくと、行き着くところは安保条約です。安保条約があるから、日本はいろいろなことをやらなければならない。私たちはアメリカと新しい日米関係について話し合い、安保条約を変えていきたいと思っています。それも皆で話し合い、勉強していくことの一つです。

私は奥平先生も原告の一人である、沖縄が返ってきたときに結んだ密約を公開しなさいという裁判の25人の原告の一人です。去年の6月、東京地裁は私たちの完全勝利の判決を出しましたが今年9月、東京高裁は逆転して、私たちは敗訴しました。でも私は外務省が公開した文書を、今年の2月からゴールデン・ウィークまで一生懸命読み、まとめたものを雑誌に発表しました。

その仕事をして、諸悪のもとには安保、ということを結論づけました。日本がどんなに卑屈にアメリカにすりよったか、ないしはアメリカの強い意思に押し切られてきたか。沖縄はほとんど永久基地。お金を取られっぱなし。それもすべては日米安保条約がサンフランシスコ条約と同じ日に締結され、今もあるということにつながっている。

私たちはアメリカの核の傘に入ることなど必要としていない。それからアメリカの手先になって、アメリカの軍事的野心のために働かされることなど御免蒙る。

絶対に譲れない一つのことというのはあると思う。お互いにそれを確認し合い、自分の中でも確認をして、そして1人が2人、2人が3人に増やしていく、そういうつながりが日本中にいくつもいくつもあって、一つ潰されたら他が補いに行くというような、そういうものをつくっていくことに私たちは知恵を傾けたい。

《全体会での報告者とテーマ》

▼岐阜／つけち九条の会 野村正治／9条守る賛同署名で住民過半数を達成した取り組み

▼宮城／女川九条の会・高野博 大震災の被害の大きさと原発を域内に抱える地域の恐怖

▼福島／福島県九条の会 真木實彦／くらし、子育て、なりわいを原発に破壊された住民のねがいと闘いの手記を出版して

▼大阪／大阪宗教者9条ネットワーク 立石泰雄／多様な宗教が9条を守るネットワークで交流

▼群馬／前橋5中地区9条の会 桑原新一／中学校区に9条の会をつくる取り組み

《特別分散会における報告とテーマ》

▼沖縄／大宜味村「憲法九条を守る会」平良啓子／「戦後は終わっていない」沖縄におけるたたかい

▼宮城／山元町九条の会、憲法九条を守る首長の会 森久一／納得できない現地を無視した県の復興計画

▼福島／小高九条の会 中里範忠／全国に散らばった避難者のネットワークづくり

▼佐賀／唐津・東松浦地区日本国憲法九条の会 坂本洋／核戦略、核軍勢力と深く結びついた原発

▼富山／水橋9条の会 岡田美乃利／月一回のニュースを軸に地域への影響力を拡大

▼東京／井の頭沿線九条の会・永福 伊藤幸代／地域に根ざして楽しくをモットーに

▼東京／ICU九条の会 嶋田拓郎／大学における学生9条の会の取り組み

「報告集」を発行します

九条の会事務局では、「第4回九条の会全国交流集会」の報告集発行の準備をすすめています。積極にご活用ください。

1月下旬発行・定価未定

【内容】 大江、奥平、澤地3氏のスピーチ／全体会報告／特別分散会報告／分散会・分科会まとめ／小森事務局長のまとめと訴え／感想文から